

2024年9月28日

日本卵子学会認定  
生殖補助医療管理胚培養士 各位

一般社団法人日本卵子学会  
生殖補助医療胚培養士認定委員会  
委員長 高橋 俊文  
副委員長 伊藤 潤哉  
鈴木 達也

## 2024 年度生殖補助医療管理胚培養士資格認定制度 資格更新審査のお知らせ

謹啓

皆様におかれましては、益々ご健勝にて胚培養士業務に精進されていることと拝察申し上げます。  
日本卵子学会が認定しました生殖補助医療胚培養士資格が2025年5月31日をもって無効となり、資格の更新を希望される場合には、下記の2025 年度生殖補助医療胚培養士資格更新審査要項をご確認の上、受付期間内に資格更新の手続きをいただきますようご案内申し上げます。

謹白

### 記

審査期日 : 2025 年4月 20 日(日)

審査会場 : 一橋大学一橋講堂  
東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内 Tel. 03-4212-3900

申請資格 : 実施要項をご参照下さい。

受付期間 : **2024年12月4日(水) ~ 2025年1月6日(月) (消印有効)**

- 書類審査の結果、管理胚培養士の更新要件を満たしていない場合は、同申請書類にて、生殖補助医療胚培養士の資格更新審査を同時に行います。
- 申請書類の受付後、メールにて「申請書類受付」のご連絡をいたします。
- 2月~3月初旬に書類審査を行い、3月中旬~下旬頃に結果をお知らせいたします。
- 資格の凍結をご希望の場合は、上記受付期間内に凍結希望届のみを事務局にご郵送ください。
- 受付期間内に申請が確認できない場合は、更新されないものとみなされますのでご注意ください。

書類送付先 : 〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 7階  
(株)毎日学術フォーラム内 日本卵子学会 宛  
「**管理胚培養士更新申請書類 在中**」と朱記して下さい。

- 申請書類の到着時の受領連絡は致しておりません。申請書類到着の確認をご希望の場合は、レターパックや簡易書留等、ご自身で確認ができる方法でご送付頂きますようお願いいたします。

振込期間 : **2025年1月20日(月) ~ 1月27日(月) (期間厳守)**

- メールでの「申請書類受付」のご連絡を確認後、お振込み下さい。

審査費用：1万円

- ・申請書類の不備あるいは要件を満たしていないなどの理由により、書類申請が不受理となった場合においても、書類審査料として1万円を申し受けます。
- ・なお管理胚培養士受験者の生殖補助医療胚培養士認定講習会の受講費用は1万円(倫理講習会のみの場合3千円)です。参加希望者は、講習会申込書を申請書類に添えて、審査費用に受講費用も併せて、お振込み下さい。

振込口座：ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキュウ）店  
当座 636214  
加入者名：一般社団法人 日本卵子学会  
※年会費口座とは異なります。ご注意ください。

審査方法：書類審査

審査発表：本学会および日本生殖医学会での合否判定後、申請者に通達致します。さらに合格者名を両学会の機関誌等を通じて公表致します。

問合わせ先：日本卵子学会事務局 E-mail：[maf-jsor.info@mynavi.jp](mailto:maf-jsor.info@mynavi.jp)

- ・申請資格の有無等について、事務局では個別に回答は致しかねます。審査要項をご確認の上、ご判断を頂きますようお願いいたします。

## 日本卵子学会認定生殖補助医療管理胚培養士資格更新 審査要項

### <申請資格>

生殖補助医療管理胚培養士の資格更新申請ができる者は、下記の(1)～(7)の条件を満たす者とする。

- (1) 日本卵子学会および日本生殖医学会の会員であり、会費を全納している者。
- (2) 日本産科婦人科学会の登録施設において、生殖補助医療管理胚培養士資格取得後5年以上継続して高度な知識と能力並びに倫理観を持ち、生殖補助医療務に携わっている者。ここでいう高度な知識と能力とは、培養室の設計、維持及び管理、胚培養士の指導並びに臨床医師への適切な助言等ができることを指す。資格取得後5年に転職や休職等により業務に携わらない期間が生じた場合は、更新凍結の対象となる。(※1及びホームページの「資格制度に関する細則」を参照)
- (3) 最近5年に2編以上の生殖に関わる学術論文を公表していること。学術論文には査読のある原著論文、短報、総説、プロシーディングを含めてよい。
- (4) 本学会学術集会に最近5年に2回以上参加していること。
- (5) 本学会学術集会あるいは関連学会大会で最近5年に5回以上参加および発表している者。  
関連学会とは日本産科婦人科学会、日本生殖医学会、日本受精着床学会、日本生殖免疫学会、日本IVF学会、日本臨床エンブリオロジスト学会、国際生殖医学会(IFFS)、アメリカ生殖医学会(ASRM)、ヨーロッパ生殖医学会(ESHRE)、アジア太平洋生殖医学会(ASPIRE)とし、日本国内での地方部会は含まないものとする。
- (6) 生殖補助医療管理胚培養士認定後あるいは更新後に、少なくとも1回は本学会主催の「倫理」に該当する講習を受講していること。
- (7) 最近5年以内で、管理胚培養士として指導・運営あるいはそれに準ずる活動をしていること。

### <申請書類>

- (1) 資格更新審査申込書
- (2) 履歴書(A4判・写真貼付)
- (3) 生殖補助医療管理胚培養士認定証のコピー
- (4) 生殖補助医療臨床実務経験証明書  
所属する登録施設において、生殖補助医療管理胚培養士資格取得後5年継続して生殖補助医療に携わっていることを証明する実施責任医師による証明書。所属変更があった場合は、前所属先の証明書も提出のこと。
- (5) 日本産科婦人科学会見解に基づく登録申請受理通知書のコピー  
所属する施設が、体外受精・胚移植の臨床実施、ヒト胚及び卵子の凍結保存と移植、顕微授精の臨床実施に関する登録施設であることを証明するもの(申請時において最新の証明書を提出のこと)。所属変更があった場合は、前所属先の証明書も提出のこと。
- (6) 最近5年の業績目録  
著書・論文・学会発表の順に記載すること。
- (7) 最近5年に2編以上発表した生殖に関わる学術論文の別刷

- (8) 本学会学術集会に2回以上参加したことを証明する学会参加証のコピー
- (9) 本学会及び関連学会に最近5年に5回以上の発表をしたことを証明する講演要旨集のコピー
- (10) 本学会主催の「倫理」に該当する講習の受講証明書のコピー(2025年4月1日～配信されるWebを介したeラーニングで実施される倫理講習会の受講でも可、受講証写しの提出は不要です)
- (11) 最近5年間の管理胚培養士としての指導・運営あるいはそれに準ずる活動履歴に関するレポート(A4版、書式不問)
- (12) 返信用葉書  
表面に住所・氏名を記載し、85円切手を貼付したもの

※改姓等により、申請書類の氏名が異なる書類が混在する場合

同一人物であることを確認するための証明書類をご提出ください。旧姓から新姓への変更を証明する公的書類の写し(戸籍謄抄本、運転免許証両面のコピー等)を必ず同封してください。

#### ※1 資格凍結に関して

資格有効期間の5年間に、日本産科婦人科学会の登録施設において生殖助医療業務に携わらない休職期間が生じた場合(転職・出産育児休等)、休職期間を資格の凍結期間とし(通算で3年未満)、生殖補助医療業務に携わった期間が5年間に達した後、資格の更新ができるものとする。凍結を希望する者は申請受付期間内に凍結希望届のみを提出のこと。ただし勤務先の変更などの正当な理由がある場合、期間内の合計が30日間以内の休職は凍結とみなさないの、凍結希望届の届出は不要とする。

なお更新申請後から更新認定されるまでの約4ヶ月間の間に31日以上休職した場合は、その時点で更新要件を満たさなくなってしまうので、凍結申請に切り替えていただくこととなります。すみやかに事務局にご連絡ください。

#### < 資格更新審査 >

- (1) 審査期日: 審査は原則として年1回とする。
- (2) 審査方法: 書類審査
- (3) 審査費用: 1万円  
・申請書類の不備あるいは要件を満たしていないなどの理由により、申請不受理となった場合においても、書類審査料として1万円を申し受けます。

以上、申請に当たっては、一般社団法人日本卵子学会生殖補助医療管理胚培養士及び胚培養士資格制度規程、審査規則、細則をご確認下さい。

2025年度  
日本卵子学会認定生殖補助医療管理胚培養士  
資格更新審査申込書

- フリガナ  
1. 氏 名 \_\_\_\_\_
2. 所属施設 \_\_\_\_\_
3. 所属住所  
〒 \_\_\_\_\_
4. 電話番号 \_\_\_\_\_
5. Fax 番号 \_\_\_\_\_
6. E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_
7. 備 考 日本生殖医学会会員番号 \_\_\_\_\_

連絡先: 〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 7 階  
(株) 毎日学術フォーラム内日本卵子学会 事務局  
E-mail: maf-jsor.info@mynavi.jp



## 【生殖補助医療臨床実務経験証明書】

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日(西暦) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

所属施設 \_\_\_\_\_

上記の者は、\_\_\_\_\_ (病院・医院・診療所)において、

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の間、

生殖補助医療の生殖細胞培養室業務に従事した事を証明する。

署名日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

生殖補助医療実施登録施設名

\_\_\_\_\_

生殖補助医療実施責任者 (署名)

\_\_\_\_\_

○年○月○日

○ ○ クリニック  
生殖補助医療の実施登録機関 実施責任者  
○ ○ ○ 殿  
(施設No. )

Sample

公益社団法人日本産科婦人科学会  
理事長 ○ ○ ○ ○

### 学会見解に基づく諸登録の再登録申請受理通知書

貴院より再登録申請のありました

- ◇ 体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録
- ◇ ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録
- ◇ 顕微授精に関する登録

につきまして、本会はこれを受理しましたのでご通知いたします。本会の見解を遵守し、下記事項にご留意ください。

なお、この登録承認は日本産科婦人科学会倫理委員会内登録・調査小委員会による、一般不妊臨床医のために平均的と考えられる生殖医療の指針や考え方に基づく施設登録であり、各施設が社会的、倫理的考え方により工夫されるインフォームド・コンセント様式やARTの手段・設備などに保証あるいは制限を加えるものではありません。

したがって、インフォームド・コンセントに記載されたARTの内容や同意事項に関する法的問題が発生した場合、本登録承認が同意書に記載された内容や状況の責任を担保するものではないことを付記いたします。

#### 記

- 1 登録内容のいずれかに変更が生じたときは、すみやかに本会宛変更の届出を提出すること
- 2 本会より実施についての報告を求めた際は、すみやかに応じること

#### 注意

- ・書類は過去5年以内に発行された最新のもののコピーを送ること
- ・過去5年以内に所属先が変わった場合は、以前の所属先のもののコピーも提出すること



